

# 令和4年度における入札・契約制度の拡充

入札参加資格者名簿 R4.10～R6.9

(R4) R4.10～R5.9  
(R5) R5.10～R6.9

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業等の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るため、入札・契約制度を拡充する。

## 1 総合評価落札方式の簡素化について

### (1) 施工計画の提案数について【施工計画評価型】

施工計画の提案数(現行3提案)について、引き続き3提案での実施を原則とするが、現場状況等を踏まえ技術的課題が少ない工事(土工を伴わない工事、交通規制の必要が少ない工事等)においては2提案での実施とする。

( 3提案の場合：1提案につき7点(配点 7点×3提案=21点)  
2提案の場合：1提案につき10点(配点 10点×2提案=20点) )

[実施時期] 令和4年10月の入札公告から適用

### (2) 評価項目(県内産品の使用)について【施工能力評価型、企業チャレンジ型】

工事における県内産品の使用が定着してきたこと、また、県内産品の使用については工事成績評定で評価対象としており、履行が担保されていることから重複している当該評価項目を削除する。

[実施時期] 令和4年10月の入札公告から適用

### (3) 自己評価申告書の作成・提出について(施工計画以外の項目のみ)【施工計画評価型】

技術審査の迅速化を図るため、施工能力評価型、企業チャレンジ型と同様に、施工計画評価型においても入札参加者に自己評価申告書の作成・提出を求める。

[実施時期] 令和4年10月の入札公告から適用

## 2 総合評価落札方式(企業チャレンジ型)の本格実施について

契約予定金額2千万円以上2億5千万円未満の土木工事については、価格競争方式又は総合評価落札方式(施工能力評価型)によるほか、地域の中小企業者や新規分野へ挑戦する建設業者の入札参加を促進するため、難易度の低い工事を対象として平成29年から試行してきた総合評価落札方式(企業チャレンジ型)を本格実施する。

[実施時期] 令和4年10月の入札公告から適用

### 3 技術・社会貢献評価制度の拡充について

建設業界における担い手の確保・育成、技術力の向上、県政等への社会貢献活動に取り組む業者を支援するとともに、技術力のある業者の入札参加を促進するため、技術・社会貢献評価制度における評価項目を次のとおり拡充する。

- ・ **建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録（工事）**

技能者が技能・経験に応じ適切に処遇される建設業を目指す建設キャリアアップシステムの県内建設企業への普及を図るため、CCUS に事業者登録している企業を評価する。

[加点点数] 6点 [加点期間] 1年

[実施時期] 令和5年10月以降の評価に反映